

反社会的勢力対応規程

新規 令和4年10月19日

第1章 総則

(目的)

第1条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）等を踏まえ、一般社団法人日本ろう者スキー協会（以下、本協会という）における反社会的勢力との一切の関係を排除するために必要な事項を定めることにより、本協会における反社会的勢力による被害を防止するとともに、インテグリティ（スポーツにおける誠実性・健全性・高潔性）の保護、強化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において反社会的勢力とは、次の各号のいずれかに該当する者をいうものとする。

- (1) 暴力団
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴力団員による不当行為防止法」という）第2条第2号に規定する暴力団をいう
- (2) 暴力団員
暴力団員による不当行為防止法第2条第6号に規定する暴力団員をいう
- (3) 暴力団準構成員
暴力団又は暴力団員の一定の統制の下にあって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等（暴力団員による不当行為防止法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。以下この条において同じ）を行うおそれがある者又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力する者のうち暴力団員以外のものをいう
- (4) 総会屋等
総会屋、会社ゴロ等企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう
- (5) 社会運動等標ぼうゴロ
社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう
- (6) 特殊知能暴力集団等
前各号に掲げる者以外のものであって、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう

(7) その他前各号に準ずる団体又は個人

(基本方針)

第3条 本協会は、本協会の社会的責任を踏まえ、反社会的勢力と関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求には一切応じないものとする。

2 本協会は、反社会的勢力からの不当要求に対し、民事及び刑事の両面から法的対応を行うものとし、当該要求の理由の如何に関わらず、一切応じないものとする。

3 本協会は、平素から、警察、弁護士等の外部専門機関との緊密な連携関係を構築し、国及び地方公共団体が実施する暴力団排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

4 本協会は、前各項に規定する措置を講ずるに当たって、反社会的勢力に対応する役員及び職員（以下「役職員」という。）等の安全を確保するものとする。

第2章 反社会的勢力への対応

(対応部署)

第4条 本協会は、事務局を反社会的勢力対応部署（以下「対応部署」という）とする。

2 対応部署は、反社会的勢力に関する情報を管理・蓄積、本協会内体制の整備、研修の実施、外部関係機関との連携等を行い、反社会的勢力との関係を遮断するための取組を支援する。

(契約の事前確認等)

第5条 本協会は、本協会を当事者とする契約を締結しようとするときは、当該契約の相手方に、その者が反社会的勢力ではないことが記載された誓約書を提出させる方法によって、当該契約の相手方が反社会的勢力ではないことを事前に確認するものとする。

2 事前の確認の過程で当該契約の相手方の属性に疑義があると判断するときには、事務局長を通して理事会に報告する。その場合において、理事会が必要と判断する場合には警察等への照会を行う。

3 本協会は、前2項の規定による確認により契約の相手方が反社会的勢力であることが判明した場合、契約を締結してはならない。

4 本協会は、契約書等に次の各号の内容の条項を設けるよう努めなければならない。

(1) 契約の相手方による当該契約の履行にあたり、反社会的勢力と一切の関係を持たないことを求める条項

(2) 契約締結後に、契約の相手方が反社会的勢力であることが判明した場合並びに反社会的勢力が直接又は間接的に契約相手方を支配するに至った場合には、契約を解除できる条項

(3) 前二項の規定に基づく契約解除の条項により本協会が契約を解除した場合、契約の相手方に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない条項

(契約の解除)

第6条 本協会は、本協会を当事者とする契約の締結後に契約の相手方が反社会的勢力であることが判明した場合又は自ら若しくは第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をしたと認められるときは、当該契約を解除することを原則とする。なお、契約の解除に当たり、事務局長は、必要に応じて弁護士等の外部専門機関と十分に協議し、対応を行うものとする。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた要求行為
- (3) 取引に関し、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計もしくは威力を用いて本協会の信用を毀損し、又は本協会の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(不当要求への対応)

第7条 本協会は、反社会的勢力による不当要求への対応に当たっては、役職員等の安全を最優先し、組織的に対応するものとする。

- 2 反社会的勢力による不当要求を受けた場合、対応部署に当該不当要求について直ちに報告しなければならない。
- 3 対応部署は、前項の報告を受けた場合、事務局長へ直ちに報告するとともに必要に応じて警察等へ通報するものとする。
- 4 前項の報告を受けた事務局長は、事案の重要性等に応じ、速やかに理事会に報告する。

第3章 雑則

(規格外事項)

第8条 この規程に定めのない事項については、事務局長と会長、副会長で決定する。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会において行う。

付則

この規程は令和4年10月19日から施行する。